

新婚世帯の新生活を応援します！

袋井市では、新婚さんの新生活に係る住居費や引越費用の一部を補助いたします。
対象となるのは、令和8年4月1日から令和9年2月26日までの間に支払った費用です。



**申請者の状況により、対象となる費用や申請書類が異なりますので、
まずは、市ホームページの事前相談フォームへご入力ください！**

●対象となる世帯（新婚世帯）

令和8年1月1日から令和9年2月26日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦

●対象となる要件（次のすべての要件を満たすこと）

- ① 夫婦の年間所得の合算が、500万円未満であること
 - ※ 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯の所得から年間返済額を控除
- ② 婚姻日において、夫婦の年齢がともに39歳以下であること
- ③ 次に掲げる次に掲げる講座等を交付決定年度内に夫婦ともに実施していること。
 - ア. ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験、子育て世帯との意見交換を含む。）
 - イ. プレコンセプションケアに関する講座の受講
 - ウ. 医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - エ. 共家事・子育て講座の受講（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）※夫のみの受講も可
- ④ 対象となる住居が袋井市内にあり、申請時に、夫婦の住所が当該住宅にあること
- ⑤ 申請に係る住宅の名義（賃借の場合にあつては契約名義人）が夫若しくは妻又は夫婦共同名義であること（やむを得ない場合は除く）
- ⑥ 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住居に定住する意思があること
- ⑦ 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと（他の地方自治体での補助を含む）
- ⑧ 他の公的制度による家賃補助又は住宅補助を受けていないこと
- ⑨ 袋井市の市税の滞納がないこと

●対象となる費用

婚姻に伴い、令和8年4月1日から令和9年2月26日までの間に支払った以下の費用

- ◆ 住居費 住宅の賃借費用（賃料・共益費・敷金・礼金・仲介手数料）
住宅の取得費
住宅のリフォーム費
- ◆ 引越費用 引越業者又は運送業者に支払った費用

※賃借・取得・リフォーム・引越した日が婚姻日前1年以内であり、婚姻を機としたものに限る。

●補助上限額

- ◆ 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 最大60万円
- ◆ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 最大30万円



●申請期限

令和9年2月26日（金） ※予算がなくなり次第終了

【お問い合わせ先】

袋井市こども若者家庭センター 2階 こども政策課 企画係

☎ 0538 - 30 - 6030

✉ kodomoseisaku@city.fukuroi.shizuoka.jp

市ホームページ上部に記載
事前相談フォーム



入力項目は、婚姻日・
賃貸契約日・同居開始日など

申請期限 令和9年2月26日（金）※予算がなくなり次第終了**1 事前相談フォーム入力後、申請書類を提出**

まずは、市ホームページの事前相談フォームへ、申請者情報をご入力ください。

その後、書類を袋井市役所こども政策課へ提出してください。

【共通】

- ④ 袋井市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）
※ 夫婦お二人の署名が必要です
- ⑤ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- ⑥ 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）
- ⑦ 夫及び妻の所得証明書（補助金の申請時点において発行される直近のもの）
- ⑧ 完納証明書又は袋井市の市税の滞納がないことが分かる証明書
※ 補助金の申請時点において納期が到来している市税の証明書であること
- ⑨ 結婚新生活支援補助金利用者アンケート
- ⑩ 表面ア.イ.エの講座等の受講証明書またはウの相談を受けたことがわかる書類

【該当するもの】**◆住宅を賃借した場合**

- ⑪ 賃貸借契約書の写し
- ⑫ 賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し
※ 支払者の氏名・金額・支払内容 [賃料の対象月/費用の明細]・支払日・支払先が明記されているもの
※ 記載内容が不十分な場合は、「賃料等支払証明書（参考様式）」を提出してください。
【⑫は毎年資料の不備が大変多いです。ご不明の方、ご心配の方は事前に相談をお願いします】
- ⑬ 夫及び妻の住宅手当支給証明書（様式第2号）（給与所得者である場合）

◆住宅を取得した場合

- ⑭ 契約書の写し
- ⑮ 領収書の写し
※ 支払者の氏名・金額・支払内容・支払日・支払先が明記されているもの
- ⑯ 引き渡し証明書等

◆住宅をリフォームした場合

- ⑰ 契約書の写し
- ⑱ 領収書の写し
※ 支払者の氏名・金額・支払内容・支払日・支払先が明記されているもの

◆引越費用

- ⑲ 引越に係る領収書の写し
※ 支払者の氏名・金額・支払内容・支払日・支払先が明記されているもの
※ 領収書で引越作業をした日が不明な場合は、引越作業をした日が分かる完了報告書又は、「引越費用支払証明書（参考様式）」の提出をお願いします。

◆貸与型奨学金の返済をしている場合

- ⑳ 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合）

2 補助金交付決定通知書の受け取り

審査の結果、補助金の交付が決まりましたら、「袋井市結婚新生活支援補助金交付決定通知書」を申請者あてに送付しますので、ご確認ください。

3 請求書の提出

交付決定通知書が届いたら「請求書（様式第4号）」に記入のうえ、袋井市役所こども政策課へ提出してください。

4 補助金の振り込み

請求書の内容を確認し、補助金を申請者の口座へ振り込みます。

※予算がなくなり次第終了の補助金です